

平成 2 5 年 5 月 2 9 日

於：三田共用会議所 3 階「大会議室（C、D、E）」

水産政策審議会
第61回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第61回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成25年 5月29日 10時00分

閉会 平成25年 5月29日 11時14分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員	奥村 保之	佐藤 信幸	鈴木 徳穂	東村 玲子
	山川 卓	山下 東子	山根 香	
特別委員	安部 敏男	小川 栄	風無 成一	金田 一義
	高橋 健二	野村 俊郎	濱田 武士	宮島 英雄
	八木田和浩	米田 清		

3 水産庁側出席者

須藤資源管理部長	熊谷管理課長	内海漁業調整課長
中津漁場資源課長	加藤資源管理推進室長	生田増殖推進部参事官

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1	開 会	1
2	議 事	1
	(諮問事項)	
	諮問第230号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条 第7項の規定に基づく基本計画の検討等について	1
	諮問第231号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部 を改正する省令の制定について	10
	(報告事項)	
	(1) 第1種特定海洋生物資源の採捕数量等について	12
	(2) 広域重要魚種の資源管理について	12
	(その他)	19
3	閉 会	19

○管理課長 それでは、予定の時間がまいりましたので、ただいまから第 61 回「資源管理分科会」を開催させていただきたいと思いを。

私、管理課長の熊谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、委員の出席状況につきまして御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。資源管理分科会委員 10 名中 7 名の方が出席されておりまして、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立しております。

次に、配付資料の確認をさせていただきたいと思いを。お手元の資料をごらんください。資料一覧にございますが、

資 料 1 資源管理分科会委員・特別委員名簿

資 料 2 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討について（諮問第 230 号）

資料 2－1 平成 25 年度漁獲可能量の配分総括表（案）

資料 2－2 25 年漁期 漁獲可能量（TAC）案について

資料 2－3 平成 24 年度我が国周辺水域主要魚種の資源評価結果について（抜粋）

参 考 資 料 25 年度漁獲可能量（TAC）設定のポイント（案）

資 料 3 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問 231 号）

資 料 4 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

資料 5－1 広域重要魚種の資源管理について

資料 5－2 広域漁業調整委員会資料（カタクチイワシの資源・漁業及び資源管理について）

資料 5－3 広域漁業調整委員会資料（ブリの資源・漁業及び資源管理について）

以上でございます。漏れはございませんでしょうか。もしありましたら、事務局のほうに申しつけていただければと思いを。

それでは、この後、山川分科会長、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 本日は、お集まりくださいます、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、議事に入らせていただきます。本日は、諮問事項が 2 件、報告事項が 2 件でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願いいたします。

では、最初の諮問事項に入ります。諮問第 230 号「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」でございますけれども、事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

○管理課長 それでは、お手元の資料 2、これが今回の諮問内容でございます。まず諮問文を朗読させていただきます。

25水管第576号

平成25年5月29日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第230号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

資料2の別紙に、基本計画の改正案が記載されております。具体的な内容につきましては、資料2-1から資料2-3までを用いて説明させていただきます。

なお、本日お諮りします諮問第230号は、管理期間が7月から始まる25年漁期のサンマ、マサバ及びゴマサバのサバ類、並びにズワイガニのTACの設定と配分についてお諮りするものでございます。

それでは、魚種別に順を追って御説明したいと思います。

まず初めに、平成25年漁期のサンマのTACの設定及び配分について御説明いたします。資料2-3をごらんいただきたいと思います。サンマの系群は太平洋北西部系群として1つでございます。資源状態は中位、減少です。この資料に基づく詳しい資源状況につきましては、昨年11月の当分科会において資源課長の中津より説明しておりますので、今回は省略させていただきます。

TACの設定の前提となるABC等の数値は資料2-2にも記載してございますので、御参考としていただきたいと思います。

続きまして、お手元の資料 2-2 の 1 ページ目をごらんください。黄色とか青色がついている横のものです。上段でございますが、サンマにつきましては中期的管理方針において、漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し、将来に向けて安定的な供給を確保する観点から、資源に悪影響を与えない範囲において漁獲可能量を設定するとされており、これに合致する漁獲シナリオとしまして、親魚量に悪影響を与えないと考えられる漁獲圧といたしまして、資料の黄色の部分にあるとおり、ABC は 33 万 8,000 トンと算定されております。

なお、資料の下段の黄色の部分に記載されております 61 万 6,000 トンは、水域全体におけるものでございまして、括弧内の 33 万 8,000 トンが日本の漁獲相当分となっております。平成 25 年漁期の TAC の数量につきましては、ABC と同量の 33 万 8,000 トンとするものでございます。

TAC の配分についてでございますが、資料 2-1 をごらんいただきたいと思います。1 ページ目でございますとおり、大臣管理分としましては、北太平洋サンマ漁業に対しまして 23 万 5,000 トン。また、都道府県に対する配分につきましては、めくっていただきまして縦書きになっておりますが、北海道 3 万 2,000 トン、岩手 5,000 トン、三重 3,000 トン、そのほか若干という数字が幾つかの県から出ています。こういったことで配分をしたいと考えております。

以上が、サンマについてでございます。

2 点目でございますが、サバ類の TAC の設定及び配分について御説明したいと思います。資料 2-3、先ほどの資源の関係でございますが、これをごらんいただきたいと思います。マサバ及びゴマサバにつきましては、それぞれが 2 つの系群に分かれております。計 4 つの系群でございます。マサバ太平洋系群につきましては、低位、増加。同じくマサバ対馬暖流系群につきましては、中位、横ばい。ゴマサバ太平洋系群につきましては、高位、横ばい。ゴマサバ東シナ海系群については、中位、増加ということでございます。

続きまして、資料 2-2 の 2 ページ目をごらんいただきたいと思います。中期的管理方針にありますとおり、マサバ太平洋系群は資源回復を図るよう管理すること。ゴマサバ太平洋系群は、中位水準以上に維持すること。その他の系群については、韓国、中国とのまたがり資源であることにも留意し、資源を減少させないことを基本とすることとされております。

これに合致する漁獲シナリオにより求められた ABC、これが資料 2-2 の表の下段の黄色い部分に 4 つの系群ごとに記載してございます。これらを合計しますと、ABC の合計値というのは 70 万 1,000 トンとなります。したがって、TAC につきましては、同量の 70 万 1,000 トンとしたいというものでございます。

TAC の配分についてでございますが、資料 2-1 に戻っていただきたいと思います。1 ページ目でございますとおり、大臣管理分といたしまして、大中型まき網漁業に対しまして 40 万 1,000 トン。また、都道府県に対する配分につきましては、2 ページ目でございますよう

に配分したいと考えております。

最後に、平成 25 年漁期のズワイガニの TAC につきまして説明したいと思います。もう一度資料 2-3、資源に関するところにお戻りください。

ズワイガニにつきましては、5つの系群に分かれております。それぞれの資源状況は、日本海系群（A海域）でございますが、中位、減少。日本海系群（B海域）でございますが、これについては高位、横ばい。太平洋北部系群、中位、減少。オホーツク海系群、低位、横ばい。北海道西部系群、高位、増加となっております。

続きまして、資料の 2-2 の 4 ページ目をごらんください。中期的管理方針にもございますとおり、日本海系群、太平洋北部系群及び北海道西部系群については、資源の維持若しくは増大を基本方向とし、安定的な漁獲量を継続できるよう管理を行うものとしてされております。

一方、オホーツク海系群はロシアとのまたがり資源であり、来遊量の年変動にも配慮しながら管理するとされております。

まず、日本海系群（A海域）は、日本海の西部海域でございますが、これにつきましては、1 ページめくっていただいて資料の 5 ページ目をごらんいただきたいと思っております。中期的管理方針に合致する 5つのシナリオに基づきまして、ABC 及び算定漁獲量が計算されておりますが、5つのうち黄色で示した 3,800 トンというシナリオを今回採用させていただきたいと考えております。

4 ページ目に戻っていただきたいと思っております。したがって、25 年漁期の TAC はこのシナリオ、3,800 トンと同量の 3,800 トンということにさせていただきたいと考えております。

一方で、同系群は資源水準が中位ということでございますが、動向は減少傾向にあるということ踏まえまして、関係する漁業者において資源管理にどう取り組むかという話し合いを重ねてまいりました。この結果、雌ガニ及び水ガニの漁期の短縮等、資源回復に向けた取り組みを行うことを決定しております。また、後ほど改めて説明いたしますが、例年設定している留保枠を 7%から 10%に拡大し、TAC の消化状況等を踏まえ、追加配分を行うなど、資源管理の取り組みを強化することといたしております。

続きまして、北部日本海系群、日本海の B 海域系群でございますが、これにつきましては中期的管理方針に合致する黄色で示したシナリオを採用し、TAC は同量の 490 トンということにしたいと考えております。

太平洋北部系群につきましては、同じく中期的管理方針に合致する黄色で示したシナリオを採用し、TAC を 440 トンとしたいと思っております。

オホーツク海系群でございますが、参考資料に「25 年漁獲可能量（TAC）設定のポイント（案）」というものがございます。昨年 11 月のこの分科会で御説明した内容でございますが、4 番目「来遊状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量をベースに TAC を設定する」ということとされております。

一方で、このオホーツク海につきましては、ここ数年間外国漁船の密猟や不法漁具の設置ということを背景にいたしまして、我が国漁船は十分な操業ができないという状況にあります。こうした状況も踏まえまして、近年の最大漁獲量ということにつきましては、外国の不法操業等の影響が余り大きくなかった平成18年の443トン进行ベースとしまして、TACを500トンとしたいと考えております。

なお、漁期中に漁獲状況等が良好な場合には、時期を逸することなく適切に期中改定等を検討したいと思ひます。

最後に、北海道西部系群でございますが、これは資源情報が非常に限られております。定量的な評価が困難であるということ踏まえまして、前年と同じくTACを43トンといたしております。

これら資源のTAC配分についてでございますが、資料2-1をごらんいただきたいと思ひます。1枚目でございますように、大臣管理漁業、沖合底びき網漁業及びズワイガニ漁業につきましては3,578トン、それぞれ海域ごとの数量は右に記載しているところでございます。1枚めくっていただきますと、各県の配分数量がござひます。

最後の3枚目でございますが、それぞれの海域ごとの大臣管理分、知事管理分が詳細に記載されておりますが、先ほども申し上げましたとおり、留保分につきましては、日本海西部海域A海域につきましては、留保分を1割相当。日本海北部海域につきましては7%相当ということで、合わせて414トンを別途留保分として設定しております。先ほど申し上げましたとおり、留保分につきましては、TACの消化状況さらには関係漁業者間の合意を踏まえまして、来年の2月に再配分をしたいと考えております。

以上、平成25年漁期のサンマ、サバ類、ズワイガニのTAC設定及び配分について御説明いたしました。

なお、本件につきまして、4月26日に東京で「TAC設定に関する意見交換会」を公開にて開催しております。漁業者、加工流通業者などの参加のもと意見交換を行いました。出席者の方からは、特にサンマにつきましては生産者及び加工業者双方から、TACの安定した設定を望む、したがって、TACの設定の前提となるABCの値が毎年大きく変動しないよう、資源評価をより適切に行うとともに、外国漁船による漁獲も含めて、国際的な資源管理を行うべきこととの意見がございました。

また、サバ類につきましては、資源量だけでなく漁場の形成等にも留意しながら管理を行う必要があるのではないかという貴重な御意見をいただきました。

なお、パブリックコメントも並行して行っておりますが、特にこれにつきましてはコメントはございませんでした。

諮問第230号に係る説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、魚種が3つございます。サンマ、サバ類、マサバ及びゴマサバと、ズワイガニと3つございますので、魚種別に分けて順番に御意見を賜れば

と思います。

まずはサンマにつきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく申し上げます。

高橋委員、お願いします。

○高橋特別委員 今、水産庁のほうから報告があったとおり、非常に ABC と TAC の不安定感というのが長く続いてきたということもありまして、安定的なものを構築するということが必要なのではないかと考えております。

かつては、700 万トン近くいるのではないかという話も随分されてきましたけれども、実際のところ、どの程度太平洋にサンマというものが分布しているのか。その辺が皆目わからないという状況の中で、我が国としても季節感のある非常に大切な資源であるということは共通の認識だと思いますので、国際的な資源管理というものが必要になってくるのではないかと考えていますので、その辺、今後一層努力をしていただいて、資源管理の徹底というものをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。

資源評価に関しましてですけれども、何かコメントはございますでしょうか。

○漁場資源課長 漁場資源課でございます。

サンマはどうしても変動が大きいということと、精度がもうひとつだという御批判をずっといただいておりまして、この資源が非常にコホートや親子関係から見ても、年が短いものですから変動が大きい。推定方法について、現在、取り組もうと思っておりますのが、親魚量と 1 歳魚の資源について、再生産関係を見ていくことで、平準化していくといひますか、安定化していくということが出ていますので、この関係をもう少し研究しまして反映していくように努力したいと考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにサンマに関しましてございますでしょうか。

八木田委員、どうぞ。

○八木田特別委員 サンマの資源が今、非常に心配しているところで、NPFC の関係で特に海外との資源管理ということになるのですが、今、中国のほうで 1,000 トンクラスのイカとサンマの船を建造しているという情報も入ってきてまして、そうしたときに、公海上での資源管理というのが本当に大事になってきてまして、それが私ども日本の 200 海里で操業する小型船にも非常に大きく影響してくるということで、特に今、精度をよくして資源を管理していくということなのですけれども、過大な資源評価につながると諸外国に対する規制等々の足かせになるのかなと思いますので、本当に慎重に正確な資源量推定ができるようにやっていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

公海での管理ということですのでけれども、非常に重要な問題かと思えます。

○管理課長 今、八木田委員のほうから御指摘がございましたが、国際的な資源管理の中

でということですが、北太平洋漁業条約、NPFC 条約につきましては、既に政府としましては4月2日に閣議決定をしております。今次国会に上程しているところでございまして、今後、国会で審議が予定されていると聞いております。こういった国際条約等も通じまして、国際的な資源管理に向けて水産庁としても努力していく必要があると考えております。

先ほどのTACの数量のところでも説明しましたとおり、ABCの数量の中で計算された61万6,000トンのうち33万8,000トン、この残りがある意味では外国の漁獲ということですので、外国の漁獲というのは非常に大きな影響があると私どもも認識しております。そういった意味で、こういった条約等を足がかりにしっかりした管理が行われるように努力してまいりたいと考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにサンマにつきましてございますでしょうか。

安部委員、どうぞ。

○安部特別委員 大洋エーアンドエフの安部でございます。

今の御説明に関連しまして、日本では数量のみならず漁法につきましてもサンマについては制限があるわけですが、一方で、先ほどお話がありましたように、外国の進出、漁獲能力が非常にふえているということで、私が知っている情報でも中国で昨年6隻許可が出て、4隻が実際に確認されただけでも、舟山港から3隻、寧波港から1隻出て、今年はさらに許可発行数が100隻で、既に40～50隻が出漁準備中だということです。そういう実態を踏まえて管理、外国との協調・交渉をやっていただきたいと思っておりますし、それを踏まえた日本での制限、公海上のことですけれども、こういうことも含めた総合的な対策をお願いしたいと考えております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

非常に重要な問題だと思いますので、よろしく御対応くださいますよう、お願いいたします。

ほかにサンマにつきましてございますでしょうか。

なければ、続きましてマサバ及びゴマサバにつきまして、御意見、御質問等よろしくお願いたします。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 よろしくお願いたします。

今ほど隣国との話で話題に上がっているのですが、韓国とか中国、非常に外交関係が厳しいという認識でおるのですけれども、実際、両国との話し合いというのは適宜行われていると思っておりますが、実際にはどのようなクラスの方々が会談に臨んだり、年に何回行われているのか。ちょっとお聞かせいただければと思っております。要は、順調に行っているのかどうかということをお聞きしたいということでございます。

○山川分科会長 では、資源管理部長、お願いできますか。

○資源管理部長 資源管理部長の須藤でございます。

韓国と中国というと、なぜか私にマイクが回ってしまうものですから説明いたしますと、マグロを中心としたマルチの場合はもちろん、定期的に会合がございますのですが、バイということでの御質問だと思いますので、そちらの御説明をさせていただくと、バイという世界におきましては、排他的経済水域の入漁関係についての話し合いという場で日韓、日中の漁業協定に基づいた話し合いがございます。

韓国との関係では、日韓漁業共同委員会を年1回やるということで、共同委員会は水産庁の次長クラス、韓国の場合は次長に当たる水産政策室長という人なのですが、水産の関係のトップの方が対応されています。準備会合の場では、日本側は私、韓国側は局長クラスの水産政策官が行っております。大体3回ぐらいはやらないと合意案をつくれな、ひどい場合はもっと多いという状況でありまして、交渉内容としては非常に意見対立の厳しい状況がずっと続いているというところでございます。

昨年までの相互入漁の漁獲割当量は、総枠6万トン6万トンのイーブンだということで、船の数もちろんイーブンなのですが、それぞれの漁業種類ごとの割り当ての仕方とか水域の設定の仕方というところで、過去にあった課題でありますけれども、なかなか意見がうまく処理し切れていないというのが、まだ日韓の間は続いています。

日中のほうは、相互入漁の割り当てというのは非常に小さいものでございます。話し合いのレベルも日中もほぼ同じように、日中漁業協定の枠組みの中で同じクラスの間、共同委員会の場合は水産庁の次長クラス、向こうの漁業局長。その準備会合については、日本側は私、向こう側は副局長のクラスでやられておりますけれども、相互入漁の割り当てというのは非常に小さいものですので、また、日本船のほうは中国 EEZ という非常に中国大陸のほうに寄っているところにしかない場所に入漁するというのは、大分利用率が減っておりますので、そこはかなり縮小するような傾向にございます。

問題なのは、その真ん中にある日中暫定措置水域、中間水域という東シナ海のご真ん中の水域の管理の仕方については、調べれば調べるほどいろいろ課題があると思っておりますし、北緯 27 度以南の沖縄の関係の水域についても、今まで余り議論が深まってございませんので、そういうところもしなければいけないということがございます。

ただ、沖縄の関係の水域のところは、多分皆様方よく御承知のとおりだと思いますけれども、ある意味安全保障上の観点でいろいろと話がかまびすしいところがございますので、今でも漁業の関係の入漁の規定におきましては、法令適応除外という形で排他的経済水域での外国漁船への EEZ 漁業法、漁業主権法というのが適用除外されておりますので、できることは余り多くないというところで、いろんな問題についての課題を知恵を出さなければいけないというところでございます。

簡単に言いますとそういうところですよ。意見交換は続いているところです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 では、ほかにマサバ及びゴマサバにつきまして、御意見ありましたらよろしく願いいたします。

野村委員あるいは鈴木委員、よろしいですか。

野村委員、どうぞ。

○野村特別委員 外国水域とのいろいろな問題を以前から提起してまいりましたが、今回、北部太平洋海区の方も将来的な御心配をされている現状ということで、水産庁の方々にも対中国とか韓国とか、そういった国々と資源管理の話し合いを早く進めていただきたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、そういうことでよろしく願いいたします。

ほかにマサバ及びゴマサバ、ございますでしょうか。よろしいですか。

続きまして、ズワイガニに移りたいと思いますけれども、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

東村委員、どうぞ。

○東村委員 福井県立大の東村です。

A海域のズワイガニの資源について伺いたいのですけれども、はっきり年度を覚えていないのですが、一時期中位、横ばいぐらいまで上がっていたと思うのですけれども、またちょっと減っているということで、ズワイガニ資源というのはどうも自然に任せておいてもある程度の増減を繰り返すと理解しているのですが、その波がやってきたという感じなのでしょうか。ちゃんとTACを設定して漁獲しているということなので、それで減ってきてしまうというのは過剰漁獲ではないと判断できるのでしょうか。お願いいたします。

○山川分科会長 では、よろしく願いします。

○漁場資源課長 先生の御質問は難しく、学術的には答え切れないところもあるのですが、昨年からずっと行った調査の結果、A海域のほうではこのところよくないといえますか、今年度についてはどうも少なかったようです。おっしゃるように、産卵したものがハッチアウトして、海流の影響でまた戻ってきてそこで着底をするとか、いろんな仮説がありますけれども、まだ十分に検証できていないところもありまして、こういう資源変動の要因については引き続き調べていかなければならないかと思っております。

○東村委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 いずれにしても、ちょっと減少傾向ということで、今後注視していかないといけない系群かという気はいたします。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

では、特に御意見がございませでしたら、今回の御検討の対象になっておりますサンマ、マサバ及びゴマサバ、並びにズワイガニの25年漁期TACにつきまして、一通り御議論いただいたところでございますけれども、諮問第230号につきましては、原案どおり承認

いただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定させていただきたいと思いません。

続きまして、諮問第 231 号「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」ですけれども、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○漁業調整課長 漁業調整課長の内海です。

お手元の資料 3 に基づいて説明をさせていただきます。まず諮問文を朗読させていただきます。

25 水管第 455 号
平成 25 年 5 月 29 日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 231 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 6 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の指定漁業の許可及び取り締まり等に関する省令の一部改正の内容でありますけれども、資料を 1 枚めくっていただきまして、2 枚目に簡単な概要を載せております。

カツオ・マグロ類については、海洋を広く回遊する魚種であるため混獲魚種に係る採捕の規制を含めて大西洋まぐろ類保存国際委員会等の地域漁業管理機関において資源管理を行い、そのために必要な保存管理措置を定めております。また、当該保存管理措置については「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令」第 17 条に基づいて、指定省令別表第 2 において必要な規制措置を規定することにより、国内的な担保を行っているところであります。

今般、昨年 11 月に開催されました大西洋まぐろ類保存国際委員会の年次会合において、大西洋のフウライカジキの国別水揚げ制限量を定める保存管理措置が採択されました。日

本の遠洋マグロはえ縄漁船が大西洋で漁獲しますフウライカジキ及びニシマカジキを合わせて漁獲量の上限が35トンと定められたところであります。

本件は、これを担保するため、指定省令別表第2を改正しまして、農林水産大臣が期間を定めて採捕を禁止する魚種として、大西洋の海域のフウライカジキを追加する内容となっております。

大西洋における日本の遠洋マグロはえ縄漁船の漁期は8月1日から翌年の7月31日であることを踏まえまして、この省令の施行日については平成25年8月1日を予定しております。

今、1ページを説明しましたが、2ページ、3ページにそれぞれフウライカジキの具体的な管理方法、これは省令によりまして漁獲成績報告書の漁獲実績を報告していただき、この中で35トンのトン数に近づけば、そこで採捕禁止をかけるという形で対応しようかと思っております。以下は参考資料でありますので、ごらんいただければと思います。

説明は以上であります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

大西洋フウライカジキ、ニシマカジキということですのでけれども、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。よろしいですか。

では、特にございませんでしたら、諮問第231号につきましては、原案どおり承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山川分科会長 では、異議がないようですので、原案どおり承認ということにさせていただきますと思います。

それでは、諮問第230号、諮問第231号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきますとともに、この答申書を須藤部長にお渡しさせていただきます。

答 申 書

25水審第6号

平成25年5月29日

農林水産大臣 林 芳正 殿

水産政策審議会

会 長 山下 東子

平成25年5月29日に開催された水産政策審議会第61回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると

認める。

記

諮問第 230 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 231 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部の改正する省令について

(山川分科会長から資源管理部長へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして、報告事項に入ります。事務局より報告を希望しておられる事項が 2 件ございます。まず、報告事項（1）「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について」、事務局から御報告をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、御説明いたします。

本年 4 月から管理課資源管理推進室長を拝命しております加藤でございます。よろしくお願いいたします。

資料 4 をごらんいただきたいと思います。報告事項（1）としまして、第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量、TAC 魚種の採捕数量でございます。これにつきましては、TAC 魚種ごとに設定されました漁獲可能量とその採捕数量につきまして、平成 25 年 3 月 31 日までに採捕された数量を記載しております。この資料の黄色くマークしておりますスケトウダラにつきましては、平成 24 年漁期の終了に伴う確定の採捕数量ということでございます。サンマ、マサバ及びゴマサバ、ズワイガニにつきましては、平成 24 年漁期の開始年、平成 24 年 7 月から本年の 3 月 31 日までの採捕数量。また、マアジ、マイワシ、スルメイカにつきましては、平成 25 年 1 月から本年 3 月 31 日までの採捕数量ということになっております。

また、2 ページ目にはその内訳といたしまして、大臣管理分及び都道府県知事管理分の実績を記載しております。また、3 ページ目別表 2 につきましては、各都道府県の漁獲実績を記載させていただいております。

説明は以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

では、特にありませんでしたら、次の報告事項ということで、報告事項（2）「広域重要魚種の資源管理について」ということで、事務局から御報告お願いいたします。

○資源管理推進室長 それでは、御説明させていただきます。

資料は 5-1 と 5-2、5-3 でございます。広域重要魚種の資源管理についてということですが、これにつきましては、昨年 11 月に開催されました第 59 回の水産政

策審議会資源管理分科会におきまして、TAC 魚種の追加に関する水産庁の検討状況について御報告させていただきました。TAC 魚種に次いで漁獲量が多く、国民生活上または漁業上重要な魚種としましては、カタクチイワシ、ホッケ、ブリ、ウルメイワシ及びマダラがあることを御紹介させていただきました。

これらの魚種につきましては、TAC 決定に足る現時点での知見が必ずしも十分でないということもございます。そのことに加えまして、資源状況が安定していること、地域関係者によります自主的な資源管理の取り組みが進められていること等を水産庁側より御説明をさせていただきました。その上で、各委員の TAC 魚種の追加等に関する御意見を伺ったところでございます。

その御意見の中には、TAC 魚種の追加等につきまして、積極的に検討するべきという意見、また、漁業の実態を踏まえつつ慎重に検討するべきという意見、また、それらも含めて引き続き検討するべきという御意見をお伺いしたところでございます。

本日、御報告させていただきますのは、そのときの御意見を踏まえまして重要な広域魚種であり、漁獲量が多いカタクチイワシ及びブリにつきまして、御報告をさせていただきたいと思っております。これらの魚種について、管理のあり方につきましては、広域漁業調整委員会におきまして、管理のあり方について検討を開始したということをお報告させていただきます。

資料 5-1 にございますとおり、繰り返しですが、検討対象としましてはカタクチイワシとブリということでございます。検討状況を記載してございますけれども、本年 2～3 月にかけて、日本海・九州西、瀬戸内海、及び太平洋の 3 つの広域漁業調整委員会におきまして、検討対象魚種の資源状況あるいは漁業実態、また資源管理につきまして水産庁から御説明をさせていただきました。その後、関係都道府県及び漁業団体におきまして、今後の資源管理に係る検討あるいは御意見ということをお依頼したところでございます。

今後の検討スケジュールとしましては、本日の水産政策審議会のこの分科会に御報告をさせていただきますとともに、引き続き広域漁業調整委員会の場で検討を進め、本年 10～11 月に予定されております各広域漁業調整委員会におきまして検討を進め、その結果を 11 月に予定されております水産政策審議会資源管理分科会に御報告したいと考えております。

資料 5-2 と 5-3 が、今、申し上げました 3 つの広域漁業調整委員会のときにお配りし検討を進めるための資料として配付したものでございますので、御参考にしていただければと思います。

御報告は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願います。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 お願いいたします。

広域の漁業調整委員会にこの資料を提出されて、検討に入ったということでございますけれども、各委員会でこれをごらんになっての主な意見とか、課題などは出されましたらお聞かせいただきたいと思います。

○山川分科会長 よろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 各委員会のほうでは、水産庁側から初めて説明をしたということなので、太平洋の広域漁業調整委員会のほうでは慎重に TAC 対象については検討するべきではないかという御意見もございましたが、どちらかと言えば、この資料をもとにして各都道府県あるいは漁業団体のほうで御検討いただきたいと思いますというのを御依頼したという状況でございます。

○管理課長 追加で説明させていただきます。

資料をごらんいただくとわかりますが、例えば資料 5-2 を開いていただきますと、その中で昨年 11 月の段階でも濱田委員のほうからも御指摘がございましたが、漁獲だけではなく、その後の利用実態も含めて総合的に検討する必要があるということも踏まえまして、カタクチイワシの場合は特にシラスとの関係、どう管理するのか。同じ魚種でありながらシラスと成魚としてのカタクチイワシ、こういった問題についてどうすればいいのかということが中でも議論になりました。ですから、地域によっていろいろ利用実態を踏まえて管理するというのはなかなか容易なことではないという御意見があったと理解しております。

あと、ブリにつきましては、特にこの中でございますのは、今、TAC の管理数量がどういった漁法でとられているかということで、定置とまき網というものがございます。資料の 7 ページ目をごらんいただきたいと思います。大臣管理漁業としての大中型まき網というのが相当量ふえていることは事実ですが、それ以上に知事管理漁業による漁獲割合のほう大きい。その中でも中まきは別としまして、大型定置網による漁獲が非常に多い。これをどうやって管理するかというのは非常に大きな問題であろうと思います。この問題につきましては、スケトウダラの太平洋系群で TAC 数量をオーバーするような漁獲に至ったということが近年ございましたが、そういった中で北海道庁からもなかなか定置の漁獲管理の難しさということがスケトウダラのとときにございましたが、特にブリにつきましては、こういった定置の割合が非常に多いということをどう考えるべきかということ。

定置なり、こういったものを管理せずに全体を管理するというのは矛盾することもございます。そういった御意見がいろいろありまして、さらにこれをどう考えていくかということについて、広域漁業調整委員会の場合には都道府県から代表の方がそれぞれ入っておりますので、そういった方々についても一度考えてほしいということで御意見をいただくということをしているところでございます。

○山川分科会長 佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 どうも調整という仕事は難儀でしょうけれども、ひとつよろしく御努力をお

願いたしたいと思います。

要望というか意見なのですが、このカタクチイワシの資料を拝見させていただくと、特に瀬戸内海のところが気になりまして、地形上は閉じられているというか内海的な海でございますので、現在、広域資源管理を3県でなされていると資料で提示されておりますが、閉じられた海ということになれば、ほかの参加されていない県も幾つかあるようでございますので、より広域的な資源管理の必要性が求められてくるのではないかと思いますので、できるだけ多くの県から参加していただいて、資源管理をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

○山川分科会長 では、御意見として承ったということではよろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ありましたらよろしく願いたします。

山下委員、どうぞ。

○山下委員 ありがとうございます。

では、一言ですけれども、利用実態を踏まえて管理をしなければならないという点については、資料5-2にお示しいただいたように、カタクチイワシを漁獲する漁業とシラスを漁獲する漁業、これを今回明らかにしていただいたということ。それを単純に足しますと、シラスの漁獲で全体の6分の1くらいを占めるということもわかったということです。ですから、これを踏まえてシラスを獲らずに置いておくとカタクチの成魚になるというわけですから、両方がバランスのとれた管理というのをやっていただきたいと私も思います。

定置等管理のしにくい漁業種類というものもありますけれども、だから管理をしないというのではなくて、ぜひ、それをどのように管理するかということについても御検討いただきたいと思っております。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、いただいた御意見を今後の議論に反映させていくということで、やっていければと思いますので、よろしく願いたします。

ほかに御意見、御質問等ありましたらよろしく願いたします。よろしいでしょうか。

では、報告事項は終わりということにさせていただきます。続きまして、その他に移りたいと思います。その他ということではございますけれども、何かございましたら、高橋委員、どうぞ。

○高橋特別委員 要望で、ちょっとお願いをしておきたいのですが、昨今の温暖化のせいかどうか知りませんが、漁業種の分布が大分変化してきていると思うのですが、いわゆる南の魚が北のほうに北上して、思いもよらぬような漁業種が捕獲されるということ最近聞いております。そうした中で、今の資源の調査のあり方というものについて、より一層精度というものを高めるように、そういう資源調査の再構築というのか強化というのか、そういうことでお願いしておきたいと思っております。漁業者の皆さんは生活に直結しま

すし、国民から言えば大切な資源だということも当然ありますので、そういう意味ではきちんとした資源の調査をして、我が国の EEZ 内でもどれだけの魚がどのような形で分布しているのか。その精度をより一層高めていただけるような努力をしていただければと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

温暖化ということもございましょうし、レジームシフトというようなこともございましょうし、いろんな魚種で分布状況等、資源状態もそうですけれども、変わってきているということが見られるのかと思います。今日、検討の対象になっていたようなブリなども、結構北のほうで最近たくさんとれているとか、TAC 対象種のマサバ、ゴマサバなどに関しましても、ゴマサバが結構北のほうでたくさんとれるようになってきているとか、いろんなことがございます。そういったことで、資源調査のほうに力を入れていただきたいということですけども、これは御意見として承ったということでもよろしいでしょうか。

では、その他ございましたら、濱田委員、どうぞ。

○濱田特別委員 資源管理分科会で御議論されているほとんどの内容が TAC にかかわるところだったのですけれども、国連海洋法条約批准後、世界的にも出口管理のほうにウエートをかけていくというのはよくわかるのですが、議論として今後水産庁あるいは水産政策の中で、出口管理のところばかりが資源管理なのかということをお聞きしたいということでございます。先ほどのシラスあるいはブリについても、そちらのほうのわかりやすいというのは国民から聞いてもよく理解できるのですが、水産行政がずっとやってきた入り口の部分でも、現場でやっている漁業調整の部分でもかなり有効的な手段もあったりとか、無用の混乱を起こさないという側面もあるので、改めてその辺の評価も含めて、もう一度資源管理の姿勢といいますか、改めてお聞きできればと思っています。この資源管理分科会自体が TAC ためだけのものではないですねということも含めて、お願ひいたします。

○山川分科会長 管理課長、よろしくお願ひします。

○管理課長 今の御指摘、非常に重く受けとめております。私どもも出口管理としての漁獲量管理が全てということは思っておりません。やはり入り口管理と出口管理と両方あり、これは公的管理と加えて漁業者による自主的管理、この3つが加わって初めて1つの形となると考えております。そういった意味では、3つをいかに進めていくかということが大事でございます。そういった意味では、常に入り口の部分についても必要でございます。

そういった入り口の部分の一番大きなものというのが、5年に1回の一斉更新のときではないかと思っておりますが、それにかかわらず、常にそういった面での見直しが必要であれば見直していくということを考えていく必要があると思います。

適時やる意味からしますと、先ほど申し上げたような漁業者による自主的な管理というのがある意味では有効ではないか。特に地域的に取り組んでおられるようなものは、結果として公的にやるよりはそのほうが機動的に効果を発揮する。ただ、その効果をしっかり

と見定めるといことが我々に課されているものではないかと思ひます。

資源管理についても、相当いろいろな面での経費等も使つてござひます。そういったものに合うしかりとして結果が出てゐるか。結果が出てゐなければ、何を見直すべきかといふことを常に議論し、現場に反映していくといふことが基本ではないかと思ひます。

そういった中で、資源管理分科会にお諮りするもの、私どもとしては広域漁業調整委員会にお諮りするもの、そして広域漁業調整委員会や資源管理分科会にお諮りする前に、さまざまな現場で私どもだけではなくて、漁業調整事務所もありますので、漁業調整事務所のほうを通じまして、現場の方々ともいろいろな意見交換をさせていただいてゐます。そういったさまざまな場面を有効に機能させまして、全体として取り組めるようにと考えてゐます。

繰り返しになりますが、出口管理ではなく入り口、公的だけではなくて自主的漁業者の取り組み、こういったものが重要になると思ひます。そういった意味で、本日、御説明しましたようなTACの出口管理だけではなくて、先ほどのズワイガニのところはまさにそうだと思います。なかなか数量管理だけではうまくいかないものを、そういった自主的な取り組みを強化することによりまして、何とか資源を回復していきたいと考えてゐます。

御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにその他といふことで、山根委員、どうぞ。

○山根委員 ありがとうございます。

今、原油価格の高騰が盛んに言われておりまして、現場はとても厳しい状況だといふことで悲鳴が聞こえてくるといふことです。それを原因として、長く休漁等が続けば、市場への影響もあるでしょうし、資源管理の点でも影響があるのかと素人ながら思ふわけですが、そのあたりの現状について何か教えていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○山川分科会長 これはどなたにお答えいただければよろしいでしょうか。

○漁業調整課長 多分、漁業をやっておられる委員のほうがよく御存じで、こちらのほうからお話しするよなことは本当に新聞等々で出てゐるよな話だけだと思います。原油価格が高騰して、漁業の分野も非常に厳しい経営状況だといふことについては水産庁としても認識しております。特に、漁業の分野ではほかの産業分野に比べても油をたく機会といふか、そういったものが非常に多いものですから、そういったところでほかの産業分野も厳しいところはあるのですけれども、それにも増して非常に厳しい状況が続いてゐるといふことであります。その点についての方策については、また別なところで少し議論が展開されていて、何らかの対策を今後打つていこうといふことで、検討が続けられてゐるところです。

もう一点は、水産庁のほうの施策としても、これまでも省エネですとかあるいは操業効率を上げていく漁船をつくつていこうといふことで、うちのほうも全体的な構造改革を進

めるような施策を進めております。これも各漁業者の方々、漁業団体の協力を得て、各地でそういう取り組みを進めておりますので、それと相まって少しでもそういうものの影響が緩和できるように対応していきたいと考えているところです。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかに、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 大中型まき網漁業の漁業許可について、ちょっとお聞きいたしたいと思いません。

まき網はかつて、漁業許可がいっぱいありまして、船数もそれだけあったのですが、いろいろ共倒れしたり過当競争、資源の減少などで大分減りました。その中で、減船等で減ったものもありますし、海まき等の増トンに充てられたもので減ったものもありました。しかし、まだまだ遊んでいるというか、ほかの海区の船につけておる許可がいっぱいあるということで、そういう中でTACを初め漁業管理を厳しくやっているところへそういうものが復活してきては困るという趣旨のもとに、水産庁が大変考えてくれまして、いわゆる一枚看板にする。2海区あっても3海区あっても離すことができない一枚の看板にするということで、去年の8月の一斉更新からそういうこと以外は許可しないということで、やってくれたと思います。それに対して、非常に評価する声というか、よくやっていただいたという現存漁業者の声が聞こえてきております。

ところで、8月から9カ月ぐらい、まだ1年はたっておりませんが、去年の一斉更新以降、相対的な許可数がどのようになったか。かつてのように起業認可という名目でふらふらしている許可があるのか。あるいは完全に一枚看板になってしまった許可はどのぐらいあるのか。あるいは、その一斉更新でもって将来生きていけないということで、私の知っているところでも、2、3あきらめて許可を廃棄するというか、水産庁に返上するということが少なくなったという形態がありますが、現状でわかりましたらば、どのようになっているか、この際知りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 これは漁業調整課長でしょうか。

○漁業調整課長 済みません。現状の数字というのはここに持ち合せていませんので、許認可の数については、たしか1年に1回この席に報告をしていたと思います。今の御指摘を承って、次の機会にでもそれがどうなったかということで説明させていただきたいと思えますけれども、多分、私の記憶だと一斉更新をやって毎年1回許認可の数がどうなったということを報告しているはずですから、その様式か何かで次回に説明させていただきたいと思えます。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

○鈴木委員 感じとしてはわかりませんか。

○漁業調整課長 そこも担当に聞かないと、私の頭の中にしっかり入っているわけではないので、またここにも報告しますし、委員にも別な機会に御報告させていただきたいと思えます。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○山川分科会長 ほかに、その他でございますでしょうか。よろしいですか。

では、事務局から何かございますでしょうか。

○管理課長 次回の資源管理分科会でございます。先ほど鈴木委員からのことも含めて御報告させていただく機会でございますが、現在のところ、7月を予定しております。緊急に開催する必要がある場合には、できるだけ早期に御連絡申し上げますが、現在のところ7月ということでございます。

具体的な日程につきましては、この後、事務局のほうから個別に日程調整をさせていただきます。その上で決定させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

では、ないようですので、本日の「資源管理分科会」を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。